別表第九

	(一)	(い)	(ろ)
	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一		第一第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
	(二)		
	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一		第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一

			(三)		
はSD二九五Aに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。）	相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が二・四センチメートル以上の木材の吸付き桟（なら、けやき又はこれらと同等以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。）	三倍以上の長さずつ隙間なく当該だぼを設けること。	落とし込み板の片面に三十センチメートル以下の間隔で、それぞれくぎ（ＪＩＳ Ａ五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるＣＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）を打ち付けること。	の横架材に対して十五センチメートル以下の間隔で、それぞれくぎ（ＪＩＳ Ａ五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるＣＮ七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）を打ち付けること。	三・〇

別表第六

	(一)	(い)	(ろ)
	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一		第一第一号から第五号まで若しくは第八号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
	(二)		
	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は(二)項に掲げる壁のうち一		第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一